

# 国民年金保険料の納付を忘れずに！

## 来年度の保険料は月々16,410円となります

国民年金は、国が責任を持って運営する公的年金制度で、全ての国民に共通の基礎年金を支給する制度です。20歳以上60歳未満で日本に住んでいる方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

沼津年金事務所  
☎921-2201  
国保年金課  
☎995-1813

### 保険料の納付方法 ～保険料の納付期限は翌月末～

来年度の国民年金保険料は月々16,410円です。保険料は納付期限までに納めてください。

**納付書**／日本年金機構から送付する納付書を使用し、金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。

**口座振替**／口座振替で納めることができます。納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちの上、国保年金課または年金事務所へお申し込みください。

**クレジットカード**／指定したクレジットカードから保険料を引き落とします。納付書または年金手帳、はんこ、クレジットカードをお持ちの上、国保年金課または年金事務所へお申し込みください。

※手元に納付書がない場合は、年金事務所へご連絡ください。

### 保険料の納付が困難なとき

保険料を納めるのが経済的に困難な場合、保険料の免除制度または納付猶予制度があります。それらを受けるには一定の条件があります。

**免除申請**／申請することで、保険料の納付が全額または、一部免除となる制度です。60歳未満の方で、本人・配偶者・世帯主それぞれの申請年度の前年の所得が一定額以下の場合や、失業などの理由がある方が対象です。失業したり災害に遭ったりした場合に適用される特例免除は、失業・災害などがあった日の前月からその年の翌々年6月までの期間、特例免除申請ができます。

**納付猶予申請**／申請することで、保険料の納付が猶予される制度です。50歳未満の方で本人・配偶者それぞれの前年の所得が一定額以下の方が対象です。

**申請方法**／年金手帳、はんこ（本人署名の場合不要）、免許証などの身分証明書をお持ちの上、国保年金課または年金事務所へ申請してください。

### 学生の方で納付が困難なとき ～学生納付特例～

学生の方で保険料の納付が困難なときは、学生納付特例を申請してください。承認を受けると、卒業するまでに納付しなければならない保険料の納付が猶予される制度です。申請は毎年必要です。

**初めて申請する方**／年金手帳、はんこ（本人署名の場合は不要）、学生証（写しの場合は両面）、免許証などの身分証明書をお持ちの上、国保年金課または年金事務所へ申請してください。

**2回目以降の方**／平成31年度も引き続き学生である場合は、3月下旬に日本年金機構からはがき形式の申請書が届きます。必要事項を記入し、返送してください。

### 免除・納付猶予・学生特例申請時の注意

- 申請時期に対応する前年所得に基づき、審査を行います。
- 申請が遅れると、障害年金などを受け取れない場合があります。

### 免除・納付猶予・学生特例期間の 保険料を後から納める方法

各制度で承認された免除・納付猶予期間の保険料は、後から納付（追納）することができます。追納しない場合、その月数に応じて将来の受給額が減額されますのでご注意ください。

**追納期間**／10年以内

**申請方法**／年金事務所または国保年金課へ申請してください。

